

一般社団法人大阪府警備業協会災害支援活動規程

第一章 総則

(趣 旨)

第1条 この規程は、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合における一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)の災害支援活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

第二章 災害対策準備室

(災害対策準備室の設置)

第2条 大阪府内及び府域外において、大規模災害等が発生したことにより被害が発生し、支援等について対応が急がれる事案が発生した場合、若しくはその可能性がある場合には、災害対策準備室(以下「準備室」という。)を設置する。

2 準備室は、本会の主たる事務所に設置する。

(構成)

第3条 準備室の構成員は、本会会長(会長に事故があるとき、若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会により定めた順位による副会長)、防犯・災害支援対策委員会(以下「防災委員会」という。)委員長及び副委員長、専務理事をもって充てる。

(招集要件)

第4条 準備室の招集要件は、次のとおりとする。

- (1) 大阪府下において震度6以上の地震が発生した場合
- (2) 大阪府下において地震又は大雨等による甚大な被害が発生した場合
- (3) 大阪府、大阪府警察本部、全国警備業協会及び他都道府県警備業協会から本会に対して支援要請があった場合
- (4) 大規模災害等により他都道府県警備業協会及び本会会員等が被災し、当該地域が激甚災害に指定される等、支援が必要と考えられる場合

(準備室の任務)

第5条 準備室は、支援の必要の有無について検討を行い、支援が必要であると判断したときは、速やかに災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 会長は、準備室の構成員を招集することが困難であると判断するときは、会長を除く構成員全員に対し、書面又は電磁的記録により対策本部設置の必要性について意見を求め、構成員の過半数が設置の必要を意思表示したときは、対策本部を設置することができる。

(準備室の補佐)

第6条 準備室を設置する場合は、本会事務局長が事務職員を招集し、被害状況の調査など準備室の補佐を行うものとする。

第三章 災害対策本部

(災害対策本部の設置)

第7条 対策本部及び対策本部事務局は、本会の主たる事務所に設置する。

(対策本部及び対策本部事務局の構成)

第8条 対策本部の構成員は、本部長、副本部長及び本部員により構成し、本部長は会長、副本部長は防災委員会委員長とし、本部員は専務理事、業界内理事、監事及び防災委員会副委員長をもって充てる。

2 対策本部事務局の構成員は、対策本部事務局長及び対策本部事務局員により構成し、対策本部事務局長は本会事務局長を、対策本部事務局員は防災委員会委員(防災委員会委員長及び副委員長を除く。)、大警協安全活動協力隊代表及び本会事務局職員をもって充てる。

(対策本部の任務)

第9条 対策本部は、次の任務を行うものとする。

- (1) 会員に対するホームページ掲載による対策本部設置の告知
- (2) 災害情報の収集
- (3) 会員及び警備員等の被災状況の把握
- (4) 全国警備業協会、他都道府県警備業協会、大阪府及び大阪府警察本部等との連絡・調整
- (5) 災害支援協定の出動要請に基づく会員の差出要員調査、要員差出、契約等の連絡・調整
- (6) 大阪府警察本部、大阪府内の自治体・全国警備業協会及び他都道府県警備業協会からの支援要請に基づく災害支援活動部隊(以下「支援部隊」という。)の派遣の決定
- (7) 会員被災者に対する見舞金拠出の決定
- (8) 被災した他都道府県警備業協会に対する支援金の拠出の決定
- (9) その他災害対策に関する事項の審議・決定

(対策本部事務局の任務)

第10条 対策本部事務局は、対策本部の指示に基づき、前条の事項を迅速かつ円滑に行うものとする。

(対策本部の解散)

第11条 本部長は、災害が新たに発生するおそれなくなった場合又は災害支援対策活動が完了した場合は、対策本部を解散するものとする。

第四章 災害支援活動

(災害支援協定の出動要請に基づく災害支援活動)

第12条 対策本部は、大阪府と締結している災害支援協定に基づき大阪府から出動要請があり、大阪府警察本部から文書又は口頭により要請業務の内容、期間及び場所並びに必要な警備員数について指示があったときは、出動要請業務に従事する会員の調査を行い、出動する会員の現場責任者、出動人員、出動時間、装備資機材等を要請業務の実施地域を管轄する警察署長に報告するものとする。

2 対策本部は、大阪府警察本部からの要請業務の指示に従い、従事する会員を指定場所に出動させ、要請業務を実施させるものとする。

(災害支援協定に基づかない災害支援活動)

第13条 対策本部は、大阪府及び大阪府警察本部との災害支援協定に基づかない、次の支援要請があった場合は、支援部隊の派遣を協議し、派遣の可否を決定する。

- (1) 大阪府警察本部又は大阪府内の自治体等から被災地における防犯パトロール等の支援要請があったとき
- (2) 全国警備業協会又は他都道府県警備業協会から被災地における防犯パトロール等の支援要請があったとき

2 対策本部は、前項の支援要請に基づき支援部隊を派遣する場合は、派遣期間、派遣人数等を決定し、支援要請先に通知するものとする。

なお、派遣期間は、最大30日以内とし、派遣人数は1日最大20人以内(派遣期間中の延べ派遣人数は、最大300人以内)とする。

3 対策本部が支援部隊を派遣する場合は、原則として大警協安全活動協力隊の中から派遣部隊を編制する。

第五章 平時における防災対策

(防災研修)

第14条 本会は、大規模災害の発生時に備え、会員及び大警協安全活動協力隊員に対して、防災に関する研修会等を実施するものとする。

(防災訓練)

第15条 本会は、大規模災害の発生時に災害支援活動を円滑に行うため、大警協安全活動協力隊の訓練、対策本部並びに準備室構成員等の招集訓練及び国、自治体等が実施する防災訓練に参加するものとする。

(連絡体制の確立)

第16条 本会は、大規模災害発生時における情報の入手先及び伝達ルートを確認するとともに、関係行政機関、全国警備業協会及び他都道府県警備業協会との連絡体制を確立し、常に最新の連絡表を相互に維持するものとする。

(装備資機材の整備)

第17条 本会は、大規模災害の発生時に備え、支援部隊の装備資機材を整備するものとする。

(災害支援活動に必要な協定等の締結)

第18条 災害支援活動が速やかにかつ円滑に実施できるよう、行政機関、小売業界、運送業界、レンタカー会社等と、大規模災害発生時を想定した優先的使用及び購入等に関する協定の締結を行うものとする。

第六章 災害対策積立金

(災害支援活動の経費)

第19条 大規模災害の発生に伴う災害支援活動等に要する経費については、災害対策積立金から拠出するものとする。

(災害対策積立金の拠出対象)

第20条 大規模災害の発生に伴い、次の各号に該当する場合は、理事会の承認を得て、災害対策積立金を拠出することができる。

- (1) 本会事務所被災に伴う復旧費
- (2) 本会の被災会員に対する見舞金
- (3) 被災地における支援部隊の防犯パトロール等の活動経費
- (4) 被災した他都道府県警備業協会に対する支援金
- (5) その他対策本部で必要と認めた支援金又は義援金

第七章 災害補償等

(災害支援活動部隊員の災害補償)

第21条 大阪府との災害支援協定に基づく出動警備員が災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責において行うものとする。

2 災害支援協定に基づかない災害支援活動において、支援部隊員が災害を受けた場合の補償は、本会の責において行うものとする。

(損害賠償)

第22条 大阪府との災害支援協定に基づく出動警備員が要請業務の実施により、大阪府又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責において行うものとする。

2 災害支援協定に基づかない災害支援活動において、支援部隊員が第三者等に損害を与えた場合の賠償は、本会の責において行うものとする。

第八章 その他

(理事会への報告)

第23条 大規模災害発生に伴う災害支援活動を実施したときは、理事会に報告するものとする。

(その他の事項)

第24条 前各条に定めるもののほか、大規模災害発生に伴う災害支援活動及び平時における防災対策等必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月8日から施行する。